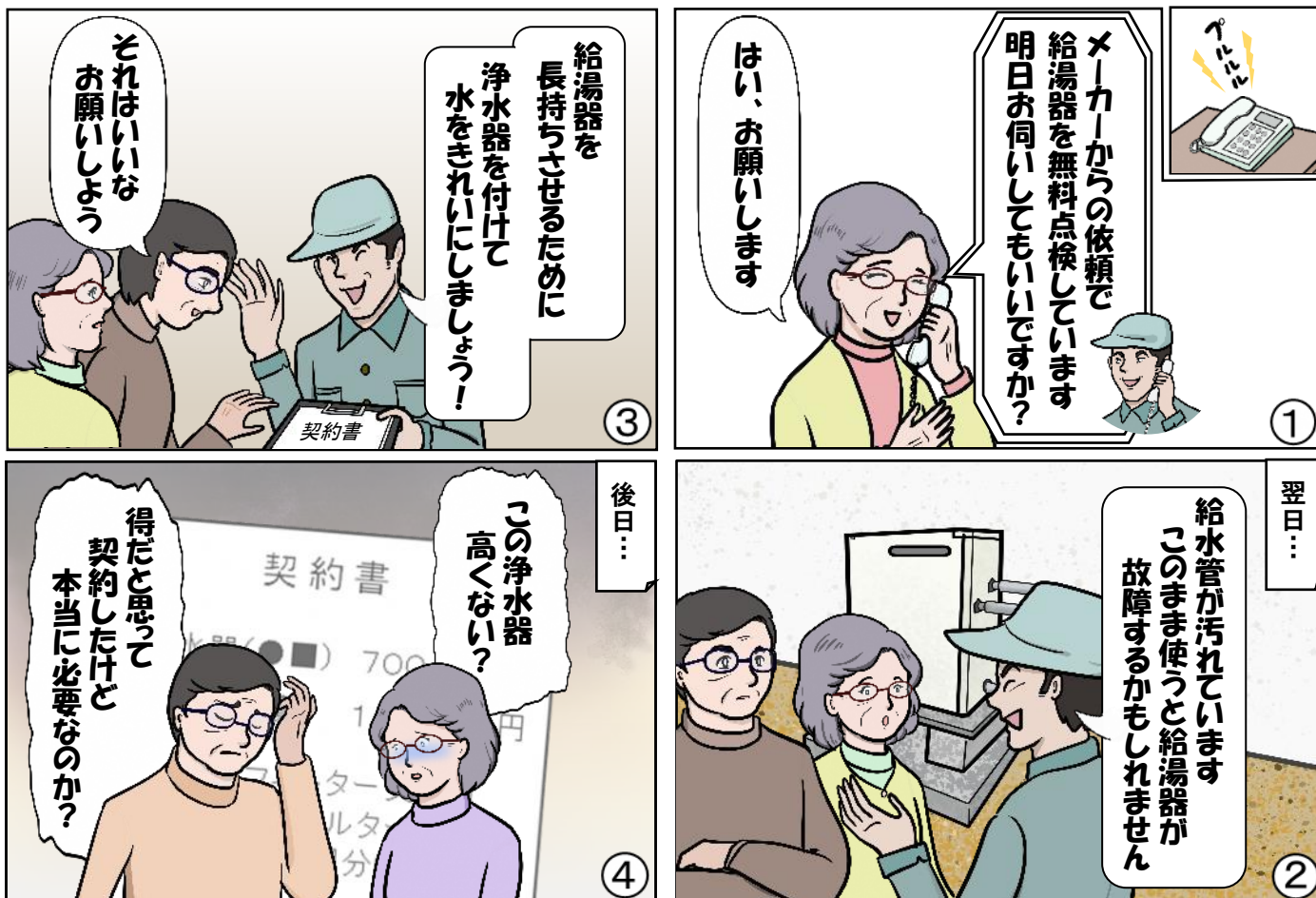


給湯器の点検商法にご注意ください！



ポイント



- 「給湯器を無料点検する」という電話や訪問があり、点検した後に「このまま給湯器を使うとすぐに故障する、火災が起きるおそれがある」などと不安をあおり、高額な契約をさせる「点検商法」の相談が多数寄せられています。
- メーカーを名乗ったり、メーカーから指示や委託を受けたと言うなど、メーカーを装って接触してくる事業者もいるため注意が必要です。
- 「無料で点検する」という電話や訪問があっても安易に応じず、メーカーや販売業者に確認するようにしましょう。
- 訪問販売はクーリング・オフできます。困ったときはすぐに消費生活センター等に相談しましょう。

岩出市役所（消費生活相談）

〒649-6292

岩出市西野209番地

TEL: 0736-61-6966

平日 8:45~17:30

毎週木曜日 10:00~12:00 13:00~16:00

（専門相談員）

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

TEL: 073-433-1551

平日 9:00~17:00

土・日 10:00~16:00（電話相談のみ）